

## 第3回 新城市総合計画審議会次第

日時 平成30年8月30日（木）

午後6時から

場所 新城市役所4階 4-3会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 協議事項

基本構想（案）について

- ・施策の体系
- ・「ひと」・「ちいき」・「まち」の分野別目標

第2次新城市総合計画  
基本構想の骨子（案）

## 1 将来像



※将来像の考え方などを記載

### (1) 「ひと」の姿

#### 多様な生き方や個性を認め合い、新しい価値観を創出する「ひと」

- ・ 郷土の歴史に誇りと愛着を持ち、先人の知恵と経験を学ぶとともに、年齢、性別、国籍、障害の有無等、違う価値を持つ者を認め、尊重し合うことで、自らの価値を高めます。
- ・ 一人ひとりが地域社会を構成する大切なメンバーであると認識し、自らの力と特性、役割りを再確認することで、地域社会に還元します。
- ・ 夢や将来について明確な目標を掲げ、その達成に向けてたゆまぬ努力をすることにより、豊かな知識と独創的な発想、失敗をおそれない強い心を身につけ、国内外で活躍する人材となります。

### (2) 「ちいき」の姿

#### 豊かな資源を活用し、潤いのある暮らしを創出する「ちいき」

- ・ 地域の自然、歴史、文化等を受け継ぎ、未来へつなぐことにより、「住み続ける。戻りたい。」故郷を守ることで、新たな住民も呼び込む魅力を創造します。
- ・ 住民、地域、行政等の各主体の連携や世代間の交流を促進することにより、地域の「意思をつくる場」としての機能を発展・強化します。
- ・ 地域経済の仕組みを確立し、その収益を地域住民に還元することで、暮らしの基盤としての地域の機能を維持強化します。

### (3) 「まち」の姿

#### “山の湊”の展開により、新たなにぎわいを創出する「まち」


- ・ 信州方面と豊橋方面の交流中継地として栄えた「山の湊」を次のステージに高めるため、新東名高速道路の開通効果を追い風とし、大都市圏からヒト・モノの流れを引き寄せ地域経済を活性化します。
- ・ 安全で快適な暮らしができる生活環境の確保にあわせて、雇用機会の創出と就業環境の整備を促すことで、住み続けられるまちにします。
- ・ 個性ある人材(財)と豊かな資源が、その能力や特性をいかんなく発揮し、ひかり輝くことができるよう環境と仕組みを整えます。

## 2 まちづくりのフレーム

第2次新城市総合計画では、これまでの「数や量（の増加）」という捉え方のみならず、新しい視点や考え方を導入します。

この総合計画の期間中にも目まぐるしく変化するであろう社会状況、例えば、AIやロボットの進化は、仕事や日常生活の様態など社会の仕組みを大きく変える可能性があります。人口減少社会においても活力あるまちを実現するためには、生産性の向上が不可欠であり、生産年齢人口の減少を補うため、元気な高齢者の社会参加や雇用期間の延長、女性の活躍領域の拡大の促進、外国人就労者の受け入れ等が求められます。経済全体が活性化し、持続的発展をするためには、一人ひとりの「人」が多様な能力を発揮し活躍できる地域社会を構築することが必要です。また、人口が減少し、地縁血縁が少なくなっていく社会の中において、豊かな生活を実現するためには、地域・企業・非営利団体・地方自治体などをつなぐ「新しい絆」による支え合いの構築が必要となります。こうした流れは、人口数の減少というマイナスを代替しうる新しい「生き方」や「支え方」を生み出し、「数」の価値観を大きく変える可能性があります。

また、平均寿命や健康寿命の延伸、多様な生き方により、従来の老年人口や生産年齢人口という区分は見直しが迫られることとなります。もちろん、これまでの「定住人口の増加」や「出生数」という数の価値観に対する責任を放棄するものではなく、着実にまちづくりを進めてまいります。同時に、「数」の評価以外の考え方に対応しなければならないと考えます。



イメージ図など

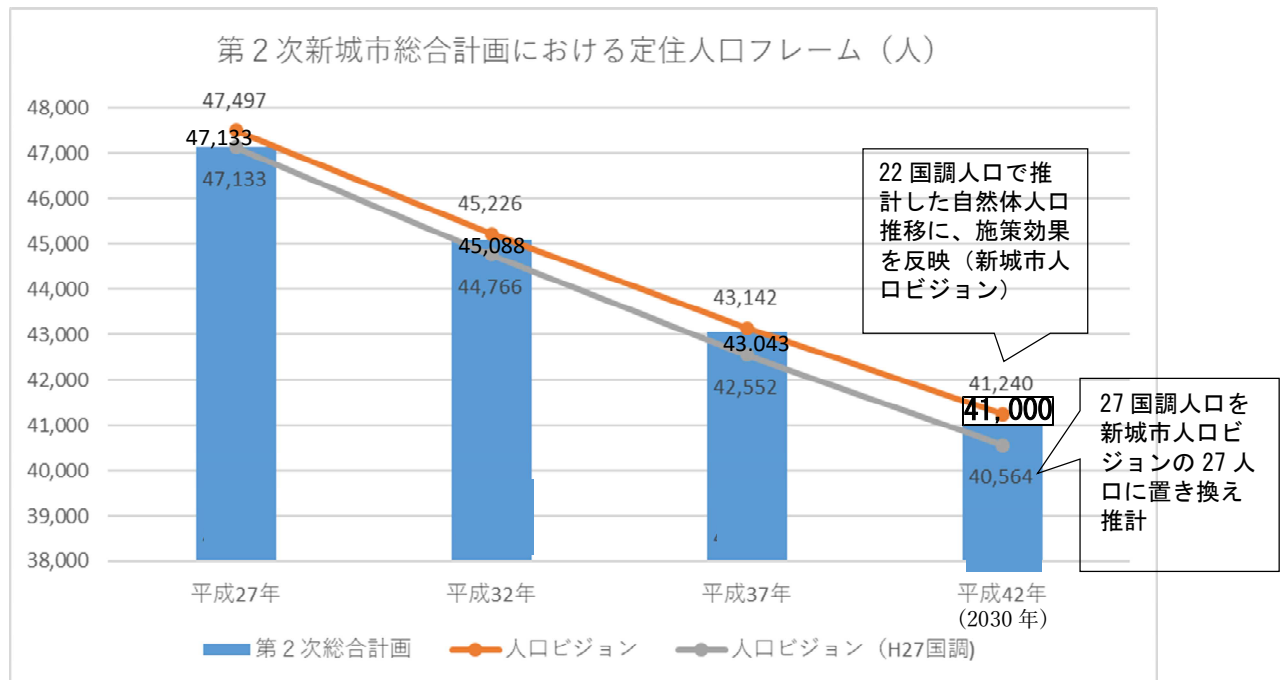
## (1) 将来人口の設定

### ア 定住人口

「新城市人口ビジョン」では、第2次新城市総合計画の目標年度である2030(平成42)年の総人口を41,240人としています。

第2次新城市総合計画のまちづくりフレームにおける定住人口は、新城市人口ビジョンの目指すべき方向である「バランスのとれた年齢構成への転換」を踏襲することから、人口推計の考え方などもビジョンと同様とし、国勢調査人口を最新のデータに置き換えて再推計した結果、2030(平成42)年の推計人口は、40,564人となりました。

そこで、第2次新城市総合計画の目標年度人口を41,000人と設定します。

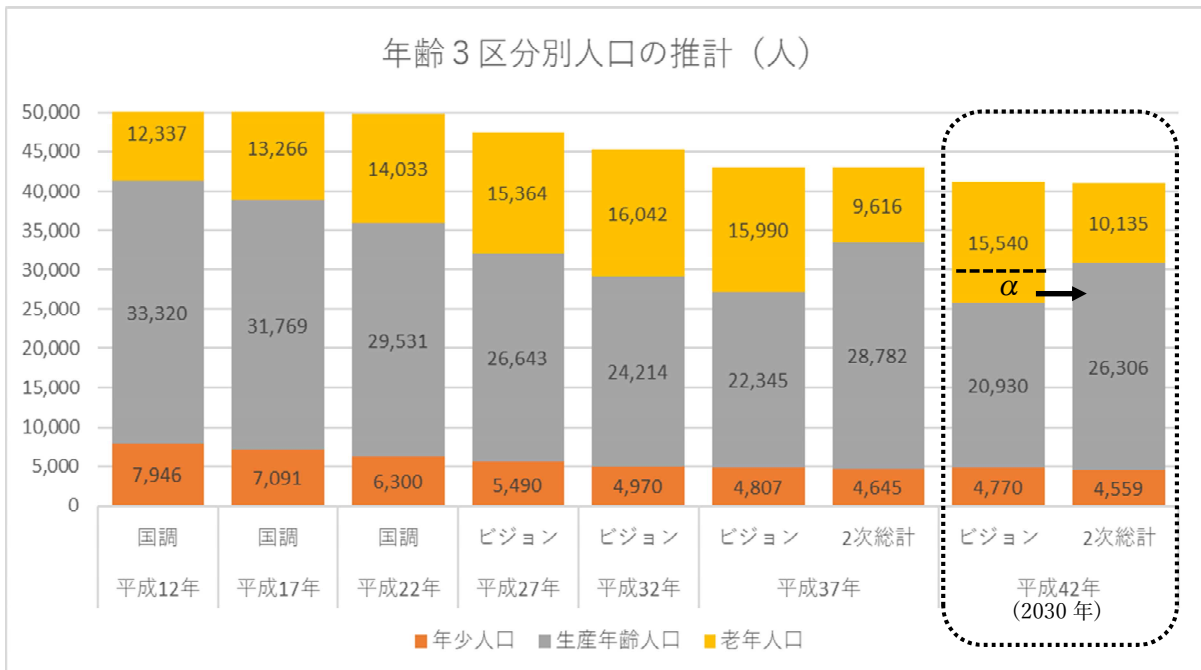
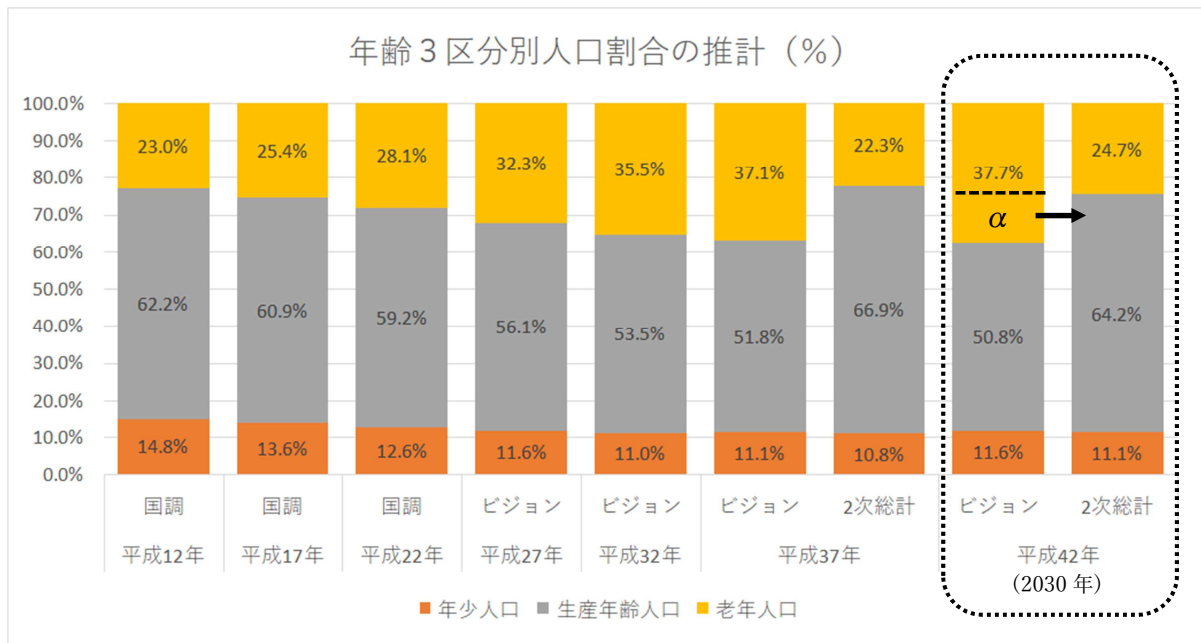


### イ 年齢区分

2017(平成29)年1月、日本老年学会等は、現在は65歳以上とされている高齢者の定義を75歳以上に見直し、前期高齢者の65~74歳は「准高齢者」とし、社会の支えたと捉え直すように求めて提言を発表しました。この提言は、医療の進歩や生活環境の改善で、10年前に比べ5~10歳は若返っているというデータ等を踏まえたものです。

また、2018(平成30)年3月、厚生労働省は、介護を受けたり寝たきりになったりせず、日常の生活を送れる期間を示す「健康寿命」について、2016(平成28)年は男性72.14歳、女性74.79歳だったと公表しました。

第2次新城市総合計画では、65歳以上の方を高齢者として機械的に振り分けるのではなく、「健康で地域活動や経済活動に積極的に参加したい。」という意志を持つ65~74歳までの方を『はつらつ世代(仮称)』と位置づけ、現役世代と同様に、「支える側」として活躍できるよう健康寿命の延伸や雇用機会の創出等に取り組みます。そうしたことで、目標年度である2030(平成42)年の老年人口割合37.7%を、2015(平成27)年の水準程度に据え置くことを目標とします。



## ウ つながる<sup>ひと</sup>市民 (仮称) の設定

前段の定住人口で示したとおり、新城市の人口は年々減少していきます。

しかし、これは本市に限ったことではなく日本全体の傾向でもありますので、市町村が互いに人口を奪い合うのではなく、転出入のダイナミズムを生み出し人の交流を促進することで、新城市はもちろん近隣地域の活性化を意識したまちづくり、「人口の数」の視点に並ぶ「人のつながり」を捉えたまちづくりも進めます。

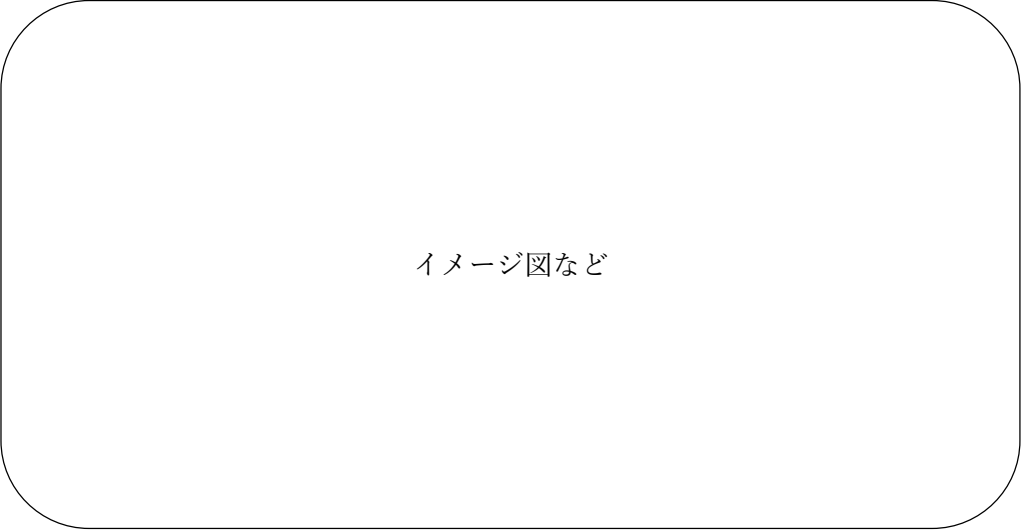
そこで、観光客や通勤・通学者等、定住していなくても新城市とつながっている人々を「つながる<sup>ひと</sup>市民」と位置付け、様々な情報発信や地域資源の魅力向上などを行うことにより、「つながる<sup>ひと</sup>市民」との交流促進を図り、「つながる<sup>ひと</sup>市民」の増加が移住・定住人口につながることを期待します。

### 〈つながる市民の例示〉

- ・通勤・通学者
- ・地域活動者

お祭りや年中行事を担う以前の住民、団体活動やボランティア活動をする人、  
地域自治区等と協働事業を行う大学生など

- ・市民の友達や知り合い
- ・観光客
- ・ふるさと納税者
- ・東三河広域連合構成市町村の市民やニューキャッスル加盟都市の市民 など



イメージ図など

## (2) 土地利用構想

貴重な資源である自然環境の保全や歴史景観の魅力の活用を図ることで、昔ながらの地域コミュニティや伝統文化を維持・継承していくとともに、適正な宅地化や土地の流動化等を図り、社会経済状況の変化や多様なニーズにも対応した、人々の選択肢となり得る暮らしの場を創出します。

新東名高速道路や三遠南信自動車道等の整備により広域交通網の要衝となったメリットを最大限に引き出す土地利用を進め、産業経済機能や観光交流機能の充実を図ります。

農業振興地域の整備計画を始めとした様々な土地利用の制限などについても、その必要性やあり方等の検討を通じて、土地利用の可能性を広げます。

### 【土地利用の重点的な取組み】

第2次総合計画期間中の重点的な取組みは以下のとおりです。

#### ○定住促進

交通利便性の高い鉄道駅近傍や生活機能が充実している市街化区域の低・未利用地などでの住宅の整備・誘導を進めます。

企業誘致や産業創出に伴う従業員や通勤通学者等の「つながる市民（ひと）」の移住定住を呼び込む付加価値の高い住宅や複合住宅の整備・誘導を進めます。

#### ○にぎわい創出

市役所から国道151号線までの沿道周辺と国道151号線沿線を中心とした市の中心核<sup>\*1</sup>に商業施設、経済機能、交流拠点などの都市機能を誘導することにより、新しい時代をけん引する先導地域と位置付け、魅力と誘客を促進します。

既存市街地の商業・サービス機能の充実を図ることで魅力を向上し、にぎわいの形成につながる土地利用を促進します。

#### ○地域拠点の強化充実

鳳来総合支所周辺地域開発を機に、新城インターチェンジまでのアクセスエリアも含めて、生活機能、産業経済機能等の充実を図り、地域中心核<sup>\*2</sup>としての機能を強化します。

作手総合支所周辺地域の地域中心核としての生活機能を維持し続けるとともに、周辺部との好アクセスを活かした都市部就業者や就農移住者、二地域居住者<sup>\*3</sup>などと呼び込むため、作手の地域特性を活かした土地利用を進めます。

#### ○自然や歴史の継承

本市の8割を占める山林や優良な農地を生かしつつ、自然環境や歴史文化の活用により、新しい産業の創出や「つながる市民（ひと）」の増加につなげるとともに、将来世代に継承していくために、地域住民の意思のもと、土地利用に係る必要な規制等も検討します。



## ○安全安心の強化

異常気象による自然災害等に備え、防災・減災の観点から土地利用の適正な規制と誘導を図ります。

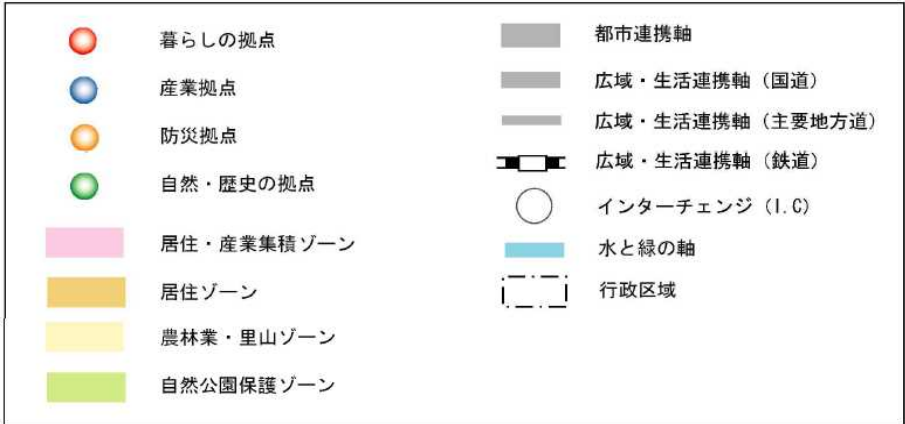
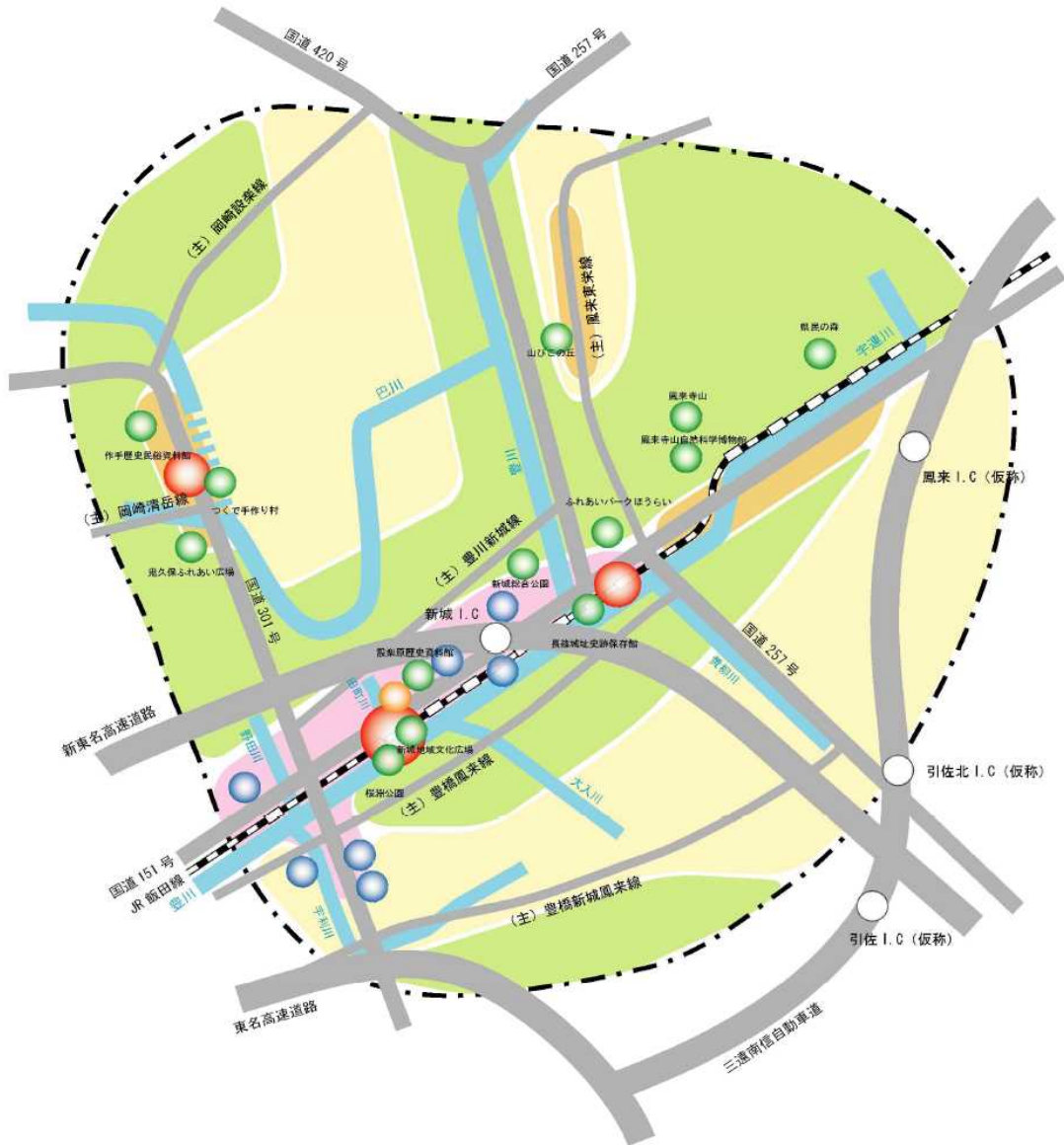
また、今後の社会構造を考慮し誰もが安心して暮らすことのできる土地利用を進めます。

※1 **市の中心核**…第1次新城市総合計画では新城地区の国道151号（旧国道及びバイパスを含む）沿いの市街地形成地域を市の中心核として位置づけ、道路網等の社会基盤整備を積極的に推進し、商業施設の誘致、医療・福祉サービスの提供など、経済機能、医療・福祉機能、行政機能の一体的整備を進めることとしました。第2次総合計画もこの考えを引き継いでいきます。

※2 **地域中心核**…第1次新城市総合計画では鳳来総合支所及び作手総合支所周辺地域を地域中心核として位置づけ、地域における生活拠点としての社会基盤の充実を図り、人口の集積を進めることとしました。第2次総合計画もこの考えを引き継いでいきます。

※3 **「二地域居住者」**…国土交通省で提唱されたライフスタイルの一つで、都市住民が定期的・反復的に農山漁村等の同一地域に滞在すること。

# 将来都市構造図



### (3) 地域経営・まちづくり協働の考え方

本市のまちづくりのルールを定めた新城市自治基本条例により、市民とともに築き上げてきた「立場や世代を越えた議論と協働の仕組み」を土台とした地域経営と成果が実感できるまちづくりを推進します。

地域では少子高齢化、多様な生き方など社会的な要因により担い手不足が深刻化しています。こうした課題は、地域ごとに抱える課題や描く未来も異なり、画一的に解決していくことは困難であることから、地域自治区を基礎的単位としたまちづくりの指針「地域計画」をベースとした地域づくりを支援します。

また、市民がまちづくりの担い手となることに、負担や苦痛を感じることなく、自らの意志で楽しく健康的に活動できる環境と成果が実感できる仕組みを整えます。

#### ○重点的な方針

##### 地域自治区の強化・充実

- ・ 持続性の強化

地域活動交付金事業などにより市民活動の活性化や充実を図りつつ、今後の社会構造の変化に耐えられるよう、地域の持続性を高める取り組みに対応できるよう努めます。

- ・ 実効性の充実

まちづくりへの参加を促す資金的な仕組みである地域自治区予算や地域活動交付金制度を継続していくとともに、地域計画の実効性を確認するためのマネジメントサイクルが定着できるよう努めます。

- ・ 多様性の確保

年齢や性別、従来の慣習などに捉われることなくさまざまな立場の市民が互いを理解しながら新たな地域課題に対応するため、地域づくりに参加し、支え合うことが可能となるよう努めます。

##### 地域経済循環の創出

高齢化の進む中、地域の抱える課題解決のため情報共有を進めるとともに地域経済の新たな循環手法を生み出し、地域社会を支えることができるよう努めます。

##### 包摂的な社会の形成<sup>※4</sup>

市民のだれもが住民同士や地域、行政とつながりを持ちつつ生活を充実するため「新しい絆」による支え合いの構築の実現に向け、その仕組みづくりに努めます。

※4 「包摂的な社会」…地域や職場、家庭でのつながりが薄れ、社会的に孤立し生活困難に陥ることのないよう社会参加を促し、支え合いを通して自立した暮らしを遂げていることを目指した社会。

### 3 行政経営の考え方

第2次新城市総合計画の計画期間は、更なる少子高齢化の進行による人口減少などにより、経営資源である財源や人材などの確保が困難になります。

一方で、新しい技術の導入や運用、女性や若者の活躍促進、平均寿命や健康寿命の延伸による高齢者の活躍促進など、多様な社会参加の形や生き方、働き方が生み出され、それらに伴う政策課題や市民ニーズはより一層、多様化、複雑化することが考えられます。

これらの課題等に対応するため、経営資源の制約を前提とした、従来の方法や水準、慣例などにとらわれない「開拓する行政経営」※<sup>5</sup>に取り組みます。

#### ○重点的な方針

##### 経営資源の磨上げと発掘・創出

「財源」、「人材」、「組織」、「情報」の経営資源の最適な配分と投入を図るとともに、既存資源の磨き上げによるポテンシャルの引き上げ、新たな資源の発掘、創出に努めます。

##### 行政経営プロセスの転換・再構築

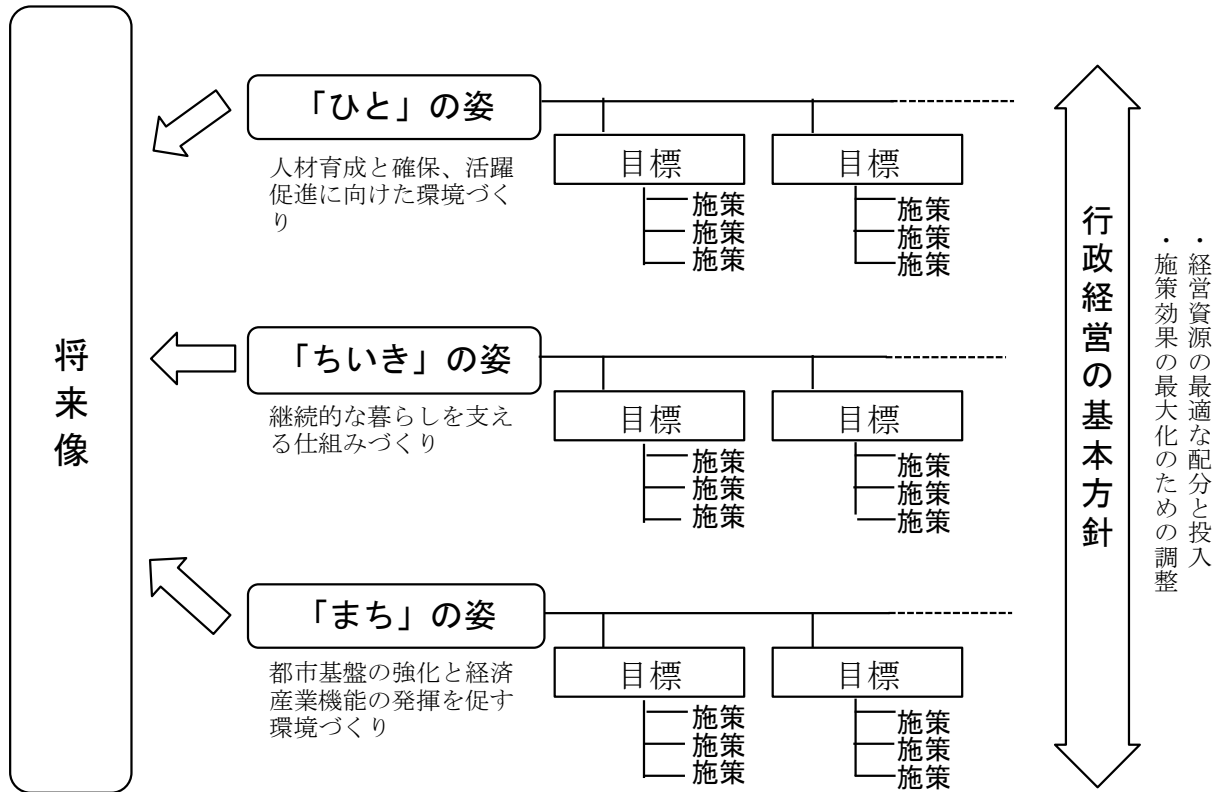
経営資源の制約の中で、最大の効果をあげるため、業務そのものの必要性の検証、手順や過程、実施体制の見直し、民間能力の活用など、行政経営の構造を改革し、質の高い行政経営への転換を図ります。

また、経営資源の連携活用や適切な役割分担により、医療や防災等への市域を越えた圏域単位での課題対応を推進します。

※5「開拓する行政経営」…行政が起業、創業の精神をもってまちづくりを進めていく。これまでの行政の進め方や仕組みに捉われない経営方針を表した造語。

#### 4 施策の体系

第2次新城市総合計画では、将来像である「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」の実現に向けて、「ひと」、「ちいき」、「まち」の3つの目指すべき姿と、それらを達成するための分野別の目標と施策を設定します。



## ◇「ひと」の姿

### I 多様な生き方や個性を認め合い、新しい価値観を創出する「ひと」

#### 〈分野別の目標〉

- 1 安心して子育てしています
- 2 子どもが健やかに育っています
- 3 一人ひとりが主役となり支え合っています
- 4 いつでも誰で学べる場が用意されています
- 5 「はっらっ世代」とともに新しい生き方を楽しんでいます

## ◇「ちいき」の姿

### II 豊かな資源を活用し、潤いのある暮らしを創出する「ちいき」

#### 〈分野別の目標〉

- 1 歴史・文化を継承し、活用しています
- 2 居心地の良い暮らしを続けています
- 3 魅力的な人々が地域を輝かせています

## ◇「まち」の姿

### III “山の湊”の展開により、新たなにぎわいを創出する「まち」

#### 〈分野別の目標〉

- 1 誰もがしんしろの恵みを享受しています
- 2 魅力あるまちの発展による賑わいが生み出されています
- 3 産業の発展による潤いがもたらされています
- 4 安心できるまちで暮らしています
- 5 「つながる市民」とともにまちづくりを楽しんでいます

# 第2次新城市総合計画の施策体系（案）

## ひと・ちいき・まち連動強化ステージ

将来像  
(基本構想)

目指すべき姿  
(基本構想)

分野毎の  
目標  
(基本構想)

施策  
(基本計画)

### I 多様な生き方や個性を認め合い、新しい価値観を創出する「ひと」

<p><b>1 安心して子育てしています</b></p> <p>①子どもを生み育てる環境を整えます ②保育ニーズに対応する保育サービスを進めます ③病院・診療所の体制を整えます(再掲)</p>	<p><b>2 子どもが健やかに育っています</b></p> <p>①豊かな自然にふれあい学びます(再掲) ②確かな学力と郷土愛を育む学校づくりを進めます ③安心して居心地の良い学校環境づくりを進めます</p>	<p><b>3 一人ひとりが主役となり支え合っています</b></p> <p>①市民自治によるまちづくりを進めます ②市民活動の活性化を図ります ③若者と女性の活躍領域を広げます ④グローバル人材育成と多文化共生を進めます ⑤障害者の自立を支援します ⑥生涯を通じた健康づくりを応援します</p>	<p><b>4 いつでも誰でも学べる場が用意されています</b></p> <p>①市民文化活動を応援します ②市民スポーツ活動を応援します ③生涯学習活動を応援します</p>	<p><b>5 はつらつ世代とともに新しい生き方を楽しんでいます</b></p> <p>①はつらつ世代を増やします ②はつらつ世代の活躍を支援します</p>
--	---	--	---	--

～乳幼児期～

～小中学校期～

～青年期・中高年期～

～高齢期・長寿期～

ライフステージと連動した「人生100年時代の豊かなくらしづくり」

### II 豊かな資源を活用し、潤いのある暮らしを創出する「ちいき」

<p><b>1 歴史・文化を継承し、活用しています</b></p> <p>①歴史文化財の継承を進めます ②歴史文化財・伝承文化等の紹介・活用を進めます ③天然記念物や自然遺産の保全と活用、環境学習を進めます</p>
<p><b>2 居心地の良い暮らしを続けています</b></p> <p>①道路網の整備を進めます(再掲) ②活気がある市街地をつくります ③安全できれいな水循環を守ります ④公害を未然に防ぎます ⑤地域の資源を大切にします(再掲) ⑥理想的な地域公共交通網をつくります(再掲)</p>
<p><b>3 魅力的な人々が地域を輝かせています</b></p> <p>①共育(ともいっ)を推進します ②地域ぐるみで青少年の健全育成を進めます ③地域の憩いの場をつくります ④地域活動や交流を促進します ⑤地域づくりの担い手を育てます ⑥地域福祉を進めます</p>

### III “山の湊”の展開により、新たなにぎわいを創出する「まち」

<p><b>1 誰もがしんしろの恵みを楽しんでいます</b></p> <p>①豊かな自然にふれあい学びます(再掲) ②地域の資源を大切にします(再掲) ③地球環境問題に貢献します ④持続可能な自立循環のまちをつくります</p>
<p><b>2 魅力あるまちの発展による賑わいが生み出されています</b></p> <p>①森林・林業基盤の整備、保全を進めます ②林業生産活動を応援します ③持続可能な農業構造を実現します ④地域資源を活かした観光戦略を進めます</p>
<p><b>3 産業の発展による潤いがもたらされています</b></p> <p>①企業誘致を進め、雇用を確保します ②がんばる中小企業を応援します ③地域産業振興政策を進めます ④道路網の整備を進めます(再掲)</p>
<p><b>4 安心できるまちで暮らしています</b></p> <p>①病院・診療所の体制を整えます(再掲) ②地域医療の連携を進めます ③防災対策を進めます ④消防体制を充実します ⑤防犯活動・交通安全・消費者安全対策を進めます ⑥理想的な地域公共交通網をつくります(再掲)</p>
<p><b>5 つながる市民(ひと)とともにまちづくりを楽しんでいます</b></p> <p>①つながる市民を増やします ②つながる市民の定住を支援します</p>

### 「ひと」「ちいき」「まち」の姿、目標、施策を達成するための行政経営の方針

#### 1 市民・議会・行政による協働で安全安心が実感できる行政運営をしています

- ①社会経済状況に対応した財政計画を推進します
- ②公共施設の適正配置と効率的な管理を進めます
- ③市民にわかりやすい行政評価を進めます
- ④アウトソーシングや指定管理等による外部ノウハウや新しい技術を積極的に導入します
- ⑤東三河広域連合などによる共同事務を促進します
- ⑥市民自治を根づかせます

#### 2 常に問題意識を持ち市民の幸せを考えています

- ①市民価値を高めることのできる職員を育てます
- ②能力に応じた適正評価等を進めます

#### 3 必要な情報を必要な人に届けます

- ①市民ニーズを把握します
- ②対象に応じた情報発信・情報共有に努めます
- ③すべての職員が広報マンとして活動します

#### 4 安心して生活をまかせられる行政組織となっています

- ①市民ニーズに即応できる組織づくりを行います

「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」

## 第1次総合計画で設定した施策の見直し

第1次総合計画		第2次総合計画(案)	
個別目標（施策）		分類	個別目標（施策）
1	まちづくりの協働体制を整備します	統合 新規	1 市民自治によるまちづくりを進めます
2	地域内分権の担い手を組織します		
3	市民交流を進めます		
4	情報の発信と共有を進めます	統合 新規	2 対象に応じた情報発信・情報共有に努めます
5	利用可能な情報システムの拡大を進めます		
6	光ファイバネットワークを有効に活用します		
7	市民ニーズを把握します	継続	3 市民ニーズを把握します
8	広域連携・交流を進めます	変更	4 東三河広域連合などによる共同事務を促進します
9	市民活動を応援します	継続	5 市民活動を応援します
10	男女共同参画社会をつくります	変更	6 若者と女性の活躍領域を広げます
11	多文化共生を進めます	統合 新規	7 グローバル人材育成と多文化共生を進めます
12	国際交流活動を応援します		
13	地域資源を活かした観光戦略を進めます	統合 継続	8 地域資源を活かした観光戦略を進めます
14	観光施設を有効に活用します		
15	森林の保全・整備を進めます	統合 新規	9 森林・林業基盤の整備、保全を進めます
16	林業基盤の整備を進めます		
17	林業生産活動を応援します	継続	10 林業生産活動を応援します
18	農業生産物の消費拡大を進めます	統合 新規	11 持続可能な農業構造を実現します
19	農業生産活動を応援します		
20	農業基盤の整備を進めます		
21	魅力ある商店街づくりを応援します	統合 継続	12 がんばる中小企業を応援します
22	がんばる中小企業を応援します		
23	企業誘致を進め、雇用を確保します	継続	13 企業誘致を進め、雇用を確保します
24	地域産業振興政策を進めます	継続	14 地域産業振興政策を進めます
25	公共交通網の整備と利用向上を進めます	変更	15 理想的な地域公共交通網をつくります
26	道路網の整備を進めます	継続	16 道路網の整備を進めます
27	活気がある市街地をつくります	継続	17 活気がある市街地をつくります
28	安全な水を届けます	統合 新規	18 安全できれいな水循環を守ります
29	下水を処理し水環境を守ります		
30	公園、墓園の整備を進めます	改変	19 地域の憩いの場をつくります
31	良質な住宅の整備を進めます		
32	移住・定住を進めます	改変	20 地域活動や交流を促進します
			21 地域づくりの担い手を育てます
33	生活環境を保全します	変更	22 公害を未然に防ぎます
34	歴史文化財を継承します	継続	23 歴史文化財を継承します
35	歴史文化財・伝承文化等の紹介・活用を進めます	継続	24 歴史文化財・伝承文化等の紹介・活用を進めます
		新規	25 天然記念物や自然遺産の保全と活用、環境学習を進めます
36	確かな学力と郷土愛を育む学校づくりを進めます	継続	26 確かな学力と郷土愛を育む学校づくりを進めます
		新規	27 安心で居心地の良い学校環境づくりを進めます
		新規	28 共育(ともい)を推進します
37	地域ぐるみで青少年の健全育成を進めます	継続	29 地域ぐるみで青少年の健全育成を進めます
38	市民文化活動を応援します	継続	30 市民文化活動を応援します
39	市民スポーツ活動を応援します	継続	31 市民スポーツ活動を応援します
40	生涯学習活動を応援します	継続	32 生涯学習活動を応援します
41	病院・診療所の体制を整えます	継続	33 病院・診療所の体制を整えます
42	地域医療の連携を進めます	継続	34 地域医療の連携を進めます



## 第1次総合計画で設定した施策の見直し

第1次総合計画		第2次総合計画(案)	
個別目標（施策）		分類	個別目標（施策）
43	予防医療を進めます	統合 新規	35 生涯を通じた健康づくりを応援します
44	健康づくりを応援します		
45	子ども生む環境を整えます	統合 新規	36 子どもを生み育てる環境を整えます
46	子ども育てる環境を整えます		
47	保育ニーズに対応する保育サービスを進めます	継続	37 保育ニーズに対応する保育サービスを進めます
48	地域内福祉・相互扶助活動を進めます	継続	38 地域福祉を進めます
49	高齢者の生きがい対策を進めます	廃止	
		新規	39 はつらつ世代を増やします
		新規	40 はつらつ世代の活躍を支援します
50	障害者の自立を支援します	継続	41 障害者の自立を支援します
51	地震・防災対策を進めます	統合 新規	42 防災対策を進めます
52	災害対策能力を強化します		
53	消防体制を強化します	変更	43 消防体制を充実します
54	防犯活動を進めます	統合 新規	44 防犯活動・交通安全・消費者安全対策を進めます
55	交通安全対策を進めます		
56	消費者支援活動を進めます		
57	犬の愛護管理対策を進めます	廃止	
58	地域の環境を学びます	変更	45 豊かな自然にふれあい、学びます
59	地域の環境を調査し紹介します	変更	46 地域の資源を大切にします
60	農村環境を保全します	統合 新規	47 地球環境問題に貢献します
61	森林環境を保全します		
62	水辺の環境を保全します		
63	循環型社会への取り組みを進めます	統合 新規	48 持続可能な自立循環のまちをつくります
64	廃棄物の適正処理を進めます		
		新規	49 つながる市民を増やします
		新規	50 つながる市民の定住を支援します
65	財源の確保に努めます	統合 新規	51 社会経済状況に対応した財政計画を推進します
66	負担の適正化・資産の活用を進めます		
67	財源配分・予算編成を見直します		
68	歳出の抑制に努めます		
69	市民参加の機会を示します	統合	53 市民自治を根づかせます
70	市民自治を進めます		
71	行政評価制度を導入します	変更	54 市民に分かりやすい行政評価を進めます
72	組織機構の見直しを進めます	変更	55 市民ニーズに即応できる組織づくりを行います
73	適正な定員管理を進めます	統合 新規	56 市民価値を高めることのできる職員を育てます
74	優秀な人材を確保します		
75	人材を育成します		
76	人材を育てる職場をつくります		
77	民間委託等を進めます	統合 新規	57 アウトソーシングや指定管理等による外部ノウハウや新しい技術を積極的に導入します
78	情報技術によるサービス向上を進めます		
79	行政手続きを明確にします		
80	能力に応じた適正評価等を進めます	継続	58 能力に応じた適正評価等を進めます
81	情報の発信と共有を進めます	統合 新規	59 すべての職員が広報マンとして活動します
82	市民ニーズを把握します		